

## 多面的機能支払交付金交付要綱

制定 平成26年4月1日25農振第2253号  
最終改正 令和3年4月1日2農振第3696号  
農林水産事務次官依命通知

### (通則)

第1 農林水産大臣は、地域の共同活動を支援し、農業の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において実施要綱第6により都道府県に多面的機能支払交付金（以下「交付金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付の対象及び交付率)

第2 交付の対象経費及び交付率は、別表に掲げるとおりとする。

### (申請手続)

第3 規則第2条の農林水産大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、交付金の交付を受けようとする都道府県知事は、地方農政局長等（北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。）が別に通知する日までに交付申請書を地方農政局長等に提出しなければならない。

2 交付金の交付を受けようとする都道府県知事は、前項の交付申請書を提出するに当たっては、当該交付金に係る消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時ににおいて当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りではない。

### (交付決定の通知)

第4 地方農政局長等は、第3第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、都道府県知事に対しその旨を通知するものとする。

- 2 第3第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

(申請の取下げ)

- 第5 都道府県知事は、第3第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第4第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を地方農政局長等に提出しなければならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

- 第6 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第2号による変更（中止又は廃止）承認申請書を第3の交付申請の手続に準じて地方農政局長等に提出し、その承認を受けなければならない。
- (1) 交付金に係る事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第4項に規定する軽微な変更を除き、交付金額の増額を伴う変更を含む。
- (2) 交付金に係る事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 都道府県知事は、前項各号に定める場合のほか、交付金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて地方農政局長等の承認を受けることができる。
- 3 地方農政局長等は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。
- 4 規則第3条第1号イ及びロの農林水産大臣が別に定める軽微な変更は、別表の軽微な変更の欄に掲げるものとする。

(概算払の請求)

- 第7 都道府県知事は、第4による交付決定の通知を基に交付金の全部又は一部について概算払を請求しようとする場合には、別記様式第3号による概算払請求書を作成し、地方農政局長等及び官署支出官（農林水産省にあっては大臣官房予算課経理調査官、北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあっては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあっては総務部長をいう。）に提出しなければならない。
- ただし、概算払の請求は予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。
- 2 都道府県知事は、概算払により間接交付事業に係る交付金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた交付金の額を遅滞なく間接交付事業者に交付しなければならない。

(事業遅延の届出)

- 第8 都道府県知事は、交付金に係る事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は交付金に係る事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第4号による遅延届出書を地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければならない。
- 2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

(状況報告)

- 第9 都道府県知事は、交付金の交付決定に係る年度の12月31日現在において、別記様式第5号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月31日

までに地方農政局長等に提出しなければならない。

ただし、別記様式第3号による概算払請求書を提出した場合は、これをもって遂行状況報告書に代えることができるものとする。

- 2 前項による報告のほか、地方農政局長等は、交付金に係る事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事に対して当該交付金に係る事業の遂行状況について報告を求めることができる。

#### (実績報告)

- 第10 規則第6条第1項の別に定める実績報告書（以下「実績報告書」という。）は、別記様式第6号のとおりとし、都道府県知事は、交付金に係る事業を完了したとき（第6第1項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（交付金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の6月10日）までに、実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

- 2 都道府県知事は、交付金に係る事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに別記様式第7号により作成した年度終了実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

- 3 第3第2項ただし書の規定により交付の申請をした都道府県知事は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額報告書が明らかである場合には、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

- 4 第3第2項ただし書の規定により交付の申請をした都道府県知事は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第8号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、交付金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により地方農政局長等に報告しなければならない。

#### (交付金の額の確定等)

- 第11 地方農政局長等は、第10第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付金に係る事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、都道府県知事に通知するものとする。

- 2 地方農政局長等は、都道府県知事に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。

- 3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（ただし、都道府県知事が当該交付金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難い場合には90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

#### (額の再確定)

- 第12 都道府県知事は、第11第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、交付金に係る事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の交付金に代

わる収入があつたこと等により交付金に係る事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、地方農政局長等に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第10第1項に準じて提出するものとする。

- 2 地方農政局長等は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第11第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。
- 3 第11第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

#### (交付決定の取消等)

- 第13 地方農政局長等は、第6の規定による交付金に係る事業の中止又は廃止の申請があつた場合及び次に掲げる場合には、第4の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。
- (1) 都道府県知事が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく地方農政局長等の処分若しくは指示に違反した場合
  - (2) 都道府県知事が、交付金を交付金に係る事業以外の用途に使用した場合
  - (3) 都道府県知事が、交付金に係る事業に関して不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
  - (4) 間接交付事業者が、間接交付事業の実施に関し法令に違反した場合
  - (5) 間接交付事業者が、間接交付金を本事業以外の用途に使用した場合
  - (6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、交付金に係る事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 地方農政局長等は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 地方農政局長等は、第1項の第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定による交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第11第3項の規定（括弧書を除く。）を準用する。

#### (交付金の経理)

- 第14 都道府県知事は、交付金に係る事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して都道府県の収入及び支出を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに交付金に係る事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 3 前2項及び第15に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

#### (交付金調書)

- 第15 都道府県知事は、当該交付金に係る事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第9号による交付金調書を作成しておかなければならない。

#### (交付決定額の下限)

- 第16 交付決定額の下限は、都道府県当たり9,500万円とする。ただし、農林水産省農村振興局長、地方農政局長又は内閣府沖縄総合事務局長が特に必要と認めるものについては、この限りではない。

(電子情報処理組織による申請等)

第17 都道府県知事は、第3第1項の規定による交付の申請、第5の規定による申請の取下げ、第6第1項の規定による計画変更、中止又は廃止の申請、第7の規定による概算払請求、第9の規定による状況報告、第10第1項による実績報告、第10第4項による消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告（以下「交付申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「システム」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、システムを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書面について、当該書面等の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定により交付申請等を行う場合は、本要綱の様式の定めにかかわらず、システムにより提供する様式によるものとする。
- 3 地方農政局長等は、第1項の規定により交付申請等が行われた都道府県知事に対する通知、承認、指示、命令については、都道府県知事が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、システムを使用する方法によることができる。
- 4 都道府県知事が第2項の規定によりシステムを使用する方法により交付申請等を行う場合は、システムのサービス提供者が別に定めるシステムの利用に係る規約に従わなければならない。

(間接交付金交付の際付すべき条件)

第18 都道府県知事は、管内の市町村長に交付金を交付するときは、本要綱第6、第8から第10まで、第12から第15までの規定に準ずる条件を付すほか、次の各号に掲げる条件を付さなければならない。この場合において、都道府県知事は、市町村長から第1号のアの(イ)に係る納付を受けた場合は、その金額の全部又は一部を国に納付しなければならない。

- (1) 市町村長は、多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）第5に定める事業実施主体（以下「事業実施主体」という。）に交付金を交付するときは、当該事業実施主体に対し、多面的機能支払交付金交付要綱（平成26年4月1日付け25農振第2253号農林水産事務次官依命通知）第6、第8から第10まで及び第14の規定に準ずる条件を付すほか、次に掲げる条件を付さなければならない。この場合において、市町村長は、事業実施主体からアの(イ)に係る納付を受けた場合は、その金額の全部又は一部を都道府県知事に納付しなければならない。

ア 財産の管理等

- (ア) 事業実施主体は、交付対象経費（交付金に係る事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、間接交付金に係る事業の完了後においても、善良なる管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- (イ) 取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を市町村に納付せざることがある。

イ 財産の処分の制限

- (ア) 事業実施主体は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間（以下「処分制限期間」という。）において、農林水産大臣が別に定める取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ市町村長の承認を受けなければならない。

(イ) (ア)の承認については、前号の(イ)の規定を準用する。

ウ 財産管理台帳の整備

事業実施主体は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、別記様式第10号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

エ 契約等

(ア) 事業実施主体は、間接交付金に係る事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合には、一般の競争に付さなければならぬ。ただし、間接交付金に係る事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合には、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

(イ) 事業実施主体は、(ア)により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積もり合せ（以下、「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式11号による契約に係る指名停止に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

(2) 市町村長は、前号イの(ア)の承認をしようとするときは、あらかじめ都道府県知事の承認を受けなければならない。

2 都道府県知事は、前項第2号の承認をしようとするときは、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けなければならない。

附則（令和3年4月1日付け2農振第3696号）

この通知は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第2及び第6の3関係）

事業	経費の内容	交付率	軽微な変更	
			経費の配分の変更	事業内容等の変更
			次に掲げる変更以外の変更	次に掲げる変更以外の変更
1 農地維持支払交付金	実施要綱別紙1により都道府県が市町村に対して支払う農地維持支払交付金に要する経費	定額	実施要綱別紙2により都道府県が市町村に対して支払う資源向上支払交付金に要する経費との相互間における30%を超える額の増減	事業実施主体の変更
2 資源向上支払交付金	実施要綱別紙2により都道府県が市町村に対して支払う資源向上支払交付金に要する経費	定額	実施要綱別紙1により都道府県が市町村に対して支払う農地維持支払交付金に要する経費との相互間における30%を超える額の増減	事業実施主体の変更

別記様式第1号(第3関係)

〇〇年度多面的機能支払交付金交付申請書

番 号  
年 月 日

地方農政局長 殿  
(北海道にあっては農林水産大臣、  
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 氏名

〇〇年度において、下記の事業を実施したいので、多面的機能支払交付金交付要綱第3の規定に基づき、〇〇〇円の交付を申請する。

記

多面的機能支払交付金	円
1. 農地維持支払交付金	円
2. 資源向上支払交付金	円

事業の内容は、別添の事業実施計画書のとおり。

(注) 添付書類として、多面的機能支払交付金実施要綱別紙3の第2の1により地方農政局长等に提出した事業実施計画書を添付すること。

別記様式第2号(第6関係)

〇〇年度多面的機能支払交付金変更(中止又は廃止)承認申請書

番 号  
年 月 日

地方農政局長 殿  
(北海道にあっては農林水産大臣、  
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあった事業について、下記のとおり変更（中止又は廃止）したいので、多面的機能支払交付金交付要綱第6の規定に基づき、申請する。

記

(注) 1 記の記載内容については、別記様式第1号の記に準ずる。また、別記様式第1号による交付金交付申請書に添付した事業実施計画書を変更して提出するものとする。

この場合において、「変更（中止又は廃止）の理由」を添付するとともに、交付金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

2 交付金の額が増額（減額）する場合には、件名の「〇〇年度多面的機能支払交付金変更承認申請書」を「〇〇年度多面的機能支払交付金の変更及び追加（減額）交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更したいので、多面的機能支払交付金交付要綱第6の規定に基づき申請する。」を「下記のとおり変更したいので、多面的機能支払交付金交付要綱第6の規定に基づき、交付金〇〇〇円を追加交付（減額承認）されたく申請する。」とする。

別記様式第3号(第7及び第9関係)

〇〇年度多面的機能支払交付金概算払請求書

番 号  
年 月 日

地方農政局長 殿  
(北海道にあっては農林水産大臣  
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)

官署支出官 〇〇 殿  
(第7条第1項に定める官署支出官名を記入)

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で交付決定通知のあった事業について、多面的機能支払交付金交付要綱第7の規定により概算払を受けたいので、下記のとおり請求する。

[※] また、併せて同要綱第9の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

1. 請求金額 金 円

2. 請求金額の内訳 〇〇年〇月〇日現在

経費区分	交付決定額 ①	既受領額 ②	今回請求額 ③		残 高 ①-(②+③)	備 考
			金額	〇月〇日まで 予定出来高		
農地維持支払交付金	円	円	円	%	円	
資源向上支払交付金	円	円	円	%	円	
計	円	円	円	%	円	

3. 事業遂行状況 [※]

経費区分	国 費(A)	事業遂行状況(B) (〇〇年〇月〇日 までに完了したもの)	進捗率 (B) / (A)	備 考

農地維持支払交付金	円	円	%	
資源向上支払交付金	円	円	%	
計	円	円	%	

(注) 「事業の遂行状況」の欄には、交付金の支払い金額を記載すること。

4. 事業の完了予定 年 月 日

(注) [※]については、多面的機能支払交付金交付要綱第9に規定する報告の場合のみ記載すること。

別記様式第4号(第8関係)

○○年度多面的機能支払交付金遅延届出書

番 号  
年 月 日

地方農政局長 殿

(北海道にあっては農林水産大臣、  
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 氏名

○○年○月○日付け○○第○○号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、多面的機能支払交付金交付要綱第8の規定に基づき届け出ます。

記

1 補助事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）理由

2 補助事業の遂行状況

区分	総事業費	事業の遂行状況				備考	
		○年○月○日までに 完了したもの		○年○月○日以降に 実施するもの			
		事業費	出来高 比率	事業費	事業完了 予定年月日		
	円	円	%	円			

(注1) 括弧内は、該当するものを記載すること。

(注2) 交付事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「○年○月○日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。

別記様式第5号(第9関係)

〇〇年度多面的機能支払交付金事業遂行状況報告書

番 号  
年 月 日

地方農政局長 殿

(北海道にあっては農林水産大臣、  
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって多面的機能支払交付金の交付決定通知のあった事業について、多面的機能支払交付金交付要綱第9の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

事業遂行状況

経費区分	国 費(A)	事業遂行状況(B) (〇〇年〇月〇日 までに完了したもの)	進捗率 (B)/(A)	備 考
農地維持支払交付金	円	円	%	
資源向上支払交付金	円	円	%	
計	円	円	%	

(注) 「事業の遂行状況」の欄には、交付金の支払金額を記載すること。

別記様式第6号(第10第1項関係)

〇〇年度多面的機能支払交付金実績報告書

番 号  
年 月 日

地方農政局長 殿  
(北海道にあっては農林水産大臣、  
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって多面的機能支払交付金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、多面的機能支払交付金交付要綱第10第1項の規定に基づき、その実績を下記のとおり報告する。

記

多面的機能支払交付金	円
1. 農地維持支払交付金	円
2. 資源向上支払交付金	円

事業の内容は、別添の事業実施報告書のとおり。

- (注) 1 添付書類として、多面的機能支払交付金実施要綱別紙1の第8の1及び別紙2の第8の1により地方農政局長等に提出する事業実績報告書を添付するものとする。  
2 このほかの添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費等ごとの内訳を記載した資料、帳簿の写し又は交付金調書の写しのいずれかを添付すること。また、交付金申請書又は変更承認申請書に添付したものから変更があったものについては、必要書類を添付すること。  
3 上記添付資料に加え、必要に応じて事業実績の根拠となるその他資料を添付すること。

## 別記様式第7号(第10第2項関係)

## 〇〇年度多面的機能支払交付金年度終了実績報告書

番 号  
年 月 日

地方農政局長 殿

(北海道にあっては農林水産大臣、  
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、多面的機能支払交付金交付要綱第10第2項の規定により、その実績を下記のとおり報告する。

記

## 交付事業の実施状況

区分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施		完了予定年月日
	交付事業に要する経費(A)	国庫補助金	(A)のうち年度内支出済額	概算払受入済額	(A)のうち未支出額	翌年度繰越額	
翌年度繰越分 農地維持支払交付金 資源向上支払交付金	円	円	円	円	円	円	
年度内完了分 農地維持支払交付金 資源向上支払交付金							

- (注) 1 本様式は、年度内に交付事業が完了しなかった場合に提出するものとする（翌年度繰越を行った場合のほか、交付金額全額を概算払いで受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。）
- 2 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。
- 3 繰越に際し、交付事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。

別記様式第8号(第10第4項関係)

〇〇年度多面的機能支払交付金の消費税仕入控除税額報告書

番 号  
年 月 日

地方農政局長 殿  
(北海道にあっては農林水産大臣、  
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあった多面的機能支払交付金について、多面的機能支払交付金交付要綱第10第4項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1. 適正化法第15条の交付金の額の確定額 ( 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)	金	円
2. 交付金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3. 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4. 交付金返還相当額 (3 - 2)	金	円

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、交付対象事業者が法人格を有しない組合等の場合には、すべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売り上げ割合・控除対象仕入課税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること。）
- ・交付対象事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合には、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5. 当該交付金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合には、その状況を記載  
[ ]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定期も記載すること。

6. 当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合には、その理由を記載  
[ ]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、交付対象事業者が法人格を有しない組合等の場合には、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合には、交付対象事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合には、交付対象事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・交付対象事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合には、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

## 別記様式第9号(第15関係)

〇〇年度  
農林水産省所管

## ○ ○ 交 付 金 調 書

国			地方 公共 団体 名										備 考
			歳 入		歳 出								
交付対象事業名	交付決定の額	補助率	科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫負担金相当額	支出済額	うち国庫負担金相当額	翌年度繰越額	うち国庫負担金相当額	
〇〇事業	円			円	円		円	円	円	円	円	円	
〇〇費													
〇〇費													
その他													

## 記載要領

- 「交付対象事業名」欄には、交付対象事業等の名称のほか、当該交付対象事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、補助条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 「科目」欄には、歳入にあっては款、項、目及び節を、歳出にあっては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「交付対象事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 「予算現額」欄には、歳入にあっては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあっては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 交付対象事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該交付対象事業等に係る交付金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫負担金額を内書（ ）すること。

### 別記様式第10号(第18関係)

財產管理台帳

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。  
2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。  
3 備考欄には、譲渡先、交換先、貸付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。  
4 また、外注工事の場合には施工業者名等を記入するなど、今後の財産管理において必要となる事項について適宜記入すること。  
5 この書式により難い場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。  
6 複数年にわたって施工する施設については、完成した年度で記載するものとする。  
7 「名称」は「水路」や「農道」等、対象施設の名称を記入すること。

別記様式第11号(第18関係)

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

[事業実施主体] 殿

所 在 地  
商号又は名称  
代表者氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申し立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

(注1) 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

(注2) この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。

(注3) 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りではない。

(注4) 間接交付事業者に対する申し立ての場合であつて、交付事業者である地方公共団体が本様式と同趣旨の申立書を徴すること求めている場合は、本様式を改変して当該申立書と一緒にものとして徴することができる。